

総行安第27号
平成30年7月20日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い） } 殿
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」
の一部改正（案）について（通知）

今般、公務災害補償制度のより適正な運用を図るため、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」を別添のとおり改正しましたので送付します。

つきましては、これを参考に各地方公共団体においては速やかに条例施行規則改正等の所要の措置を講じていただくとともに、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件の改正等について今後調査・報告をお願いすることがありますのでご留意ください。

記

- 1 改正内容 別添のとおり
- 2 施行期日 公布の日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：石井係長、田村
電話：03-5253-5560（直通）

改 正 後	現 行
<p>(災害の報告)</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の長の職氏名</p> <p>二 被災職員の氏名</p> <p>三 傷病名</p> <p>四 災害発生日</p> <p>五 公務上の災害又は通勤による災害でないとして認定した理由</p> <p>(通勤による災害に係る一部負担金)</p> <p>第二十四条の二(略)</p> <p>(審査の申立ての教示)</p>	<p>(災害の報告)</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p>第四条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(通勤による災害に係る一部負担金)</p> <p>第二十四条の二(略)</p>

第二十五条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(公署の長の助力等)

第二十六条 (略)

(記録簿)

第二十七条 (略)

(新設)

(公署の長の助力等)

第二十五条 (略)

(記録簿)

第二十六条 (略)

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>（災害の報告）</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいづれでもないとき、認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の長の職氏名</p> <p>二 被災職員の氏名</p> <p>三 傷病名</p> <p>四 災害発生日</p> <p>五 公務上の災害又は通勤による災害でないこと認定した理由</p> <p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>（審査の申立ての教示）</p>	<p>（災害の報告）</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

第二十五条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(公署の長の助力等)

第二十六条 (略)

(記録簿)

第二十七条 (略)

(新設)

(公署の長の助力等)

第二十五条 (略)

(記録簿)

第二十六条 (略)

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

議員・非常勤職員の公務災害補償条例施行規則（案）改正の概要

1. 職権探知のほか「被災職員等からの申出」による報告を受けた場合の取扱い

（災害の報告）

第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

を追加することにより、被災職員等からの申出があつた場合も公務上または公務外の認定をすることを明確にする。

2. 公務外と認定した場合についての通知

（認定及び通知）

第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- 一 実施機関の長の職氏名
- 二 被災職員の氏名
- 三 傷病名
- 四 災害発生年月日
- 五 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

を追加することにより、公務外と認定した場合もその事実や理由等について通知しなければならないことを明確にする。

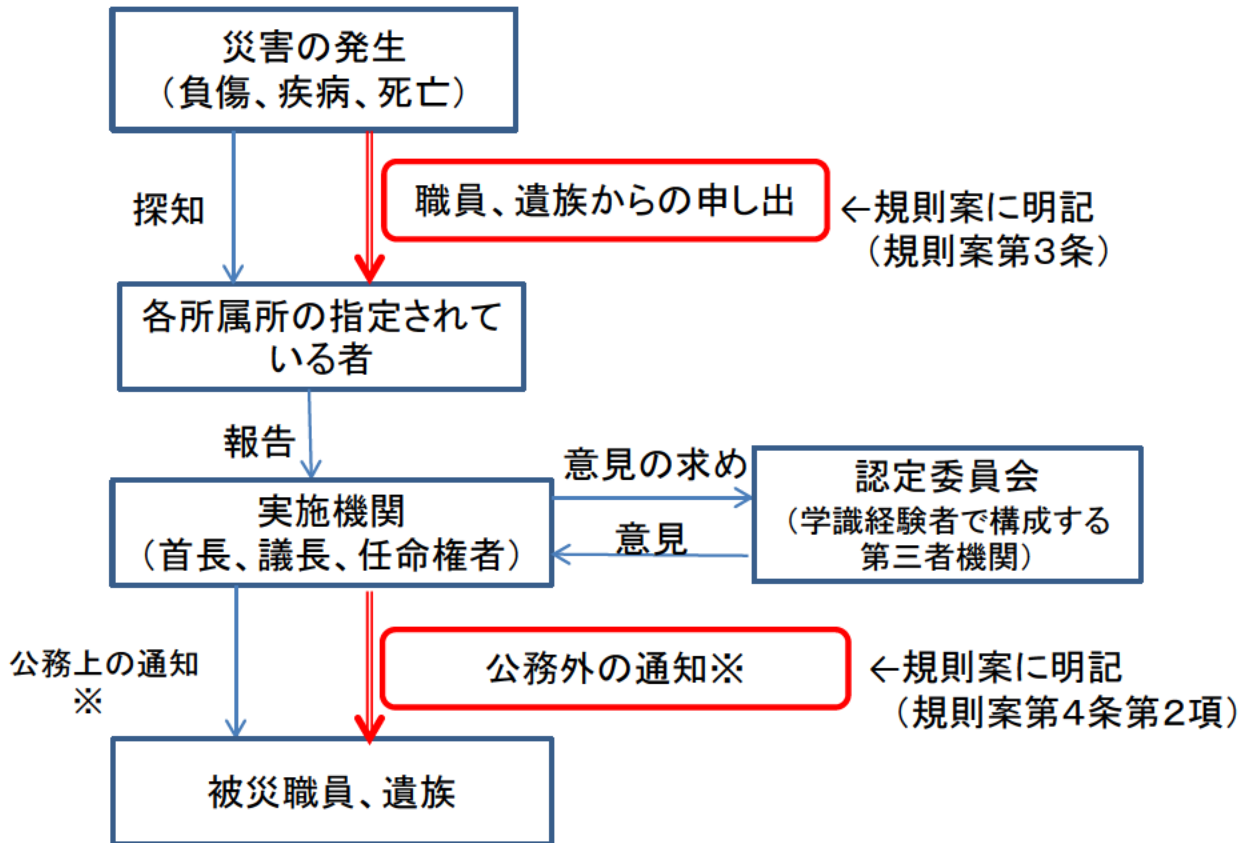
3. 審査申立ての教示

実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

を新規で追加することにより、実施機関が行った認定に対し審査の申立てをすることができることを被災職員等に教示することを明らかにする。

非常勤職員等の公務災害補償制度のフロー図(今般改正関係)

※今般の改正に係るフロー図であるため、全体のフロー図の一部である。



※「公務上認定の内容、公務外認定に不服のある者は、審査会に申立てをすることができる旨」を教示することを規則案に明記(規則案第25条)

事務連絡
平成30年8月24日

各都道府県総務部（局）
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い） } 御中
各指定都市人事主管局
（公務災害担当課扱い） }

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」
の一部改正（案）の正誤について

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」の一部改正（案）について、平成30年7月20日付け総行安第27号をもって通知したところですが、添付した「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）新旧対照表」の一部に下記のとおり誤りがあったため、別紙のとおり正誤をもって差し替えます。

また、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

お手数をおかけしますが、お取り計らいのほどよろしく申し上げます。

記

該当箇所	誤	正
第3条	死傷者	死傷病

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：石井係長、田村
電話：03-5253-5560（直通）

誤

	改	正	後	現	行
	<p>（災害の報告）</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいずれでもない認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にした旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の長の職氏名</p> <p>二 被災職員の氏名</p> <p>三 傷病名</p> <p>四 災害発生年月日</p> <p>五 公務上の災害又は通勤による災害でないとの理由</p>				<p>（災害の報告）</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第四条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>（新設）</p>
	<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>（審査の申立ての教示）</p> <p>第二十五条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をすることができる旨を教示するものとする。</p> <p>（公署の長の助力等）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>（記録簿）</p> <p>第二十七条（略）</p>				<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（公署の長の助力等）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>（記録簿）</p> <p>第二十六条（略）</p>

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

正

	改	正	後	現	行
	<p>（災害の報告）</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいずれでもない認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にした旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の長の職氏名</p> <p>二 被災職員の氏名</p> <p>三 傷病名</p> <p>四 災害発生年月日</p> <p>五 公務上の災害又は通勤による災害でないとの理由</p>				<p>（災害の報告）</p> <p>第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる死傷者が発生した場合は、その指定する者に、すみやかに報告をさせなければならない。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第四条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、認定委員会の意見をきいてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第一号、通勤により生じたものであると認定したときは別記第一号の二の様式により、補償を受けるべき者にすみやかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。</p> <p>（新設）</p>
	<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>（審査の申立ての教示）</p> <p>第二十五条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をすることができる旨を教示するものとする。</p> <p>（公署の長の助力等）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>（記録簿）</p> <p>第二十七条（略）</p>				<p>（通勤による災害に係る一部負担金）</p> <p>第二十四条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（公署の長の助力等）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>（記録簿）</p> <p>第二十六条（略）</p>

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。